

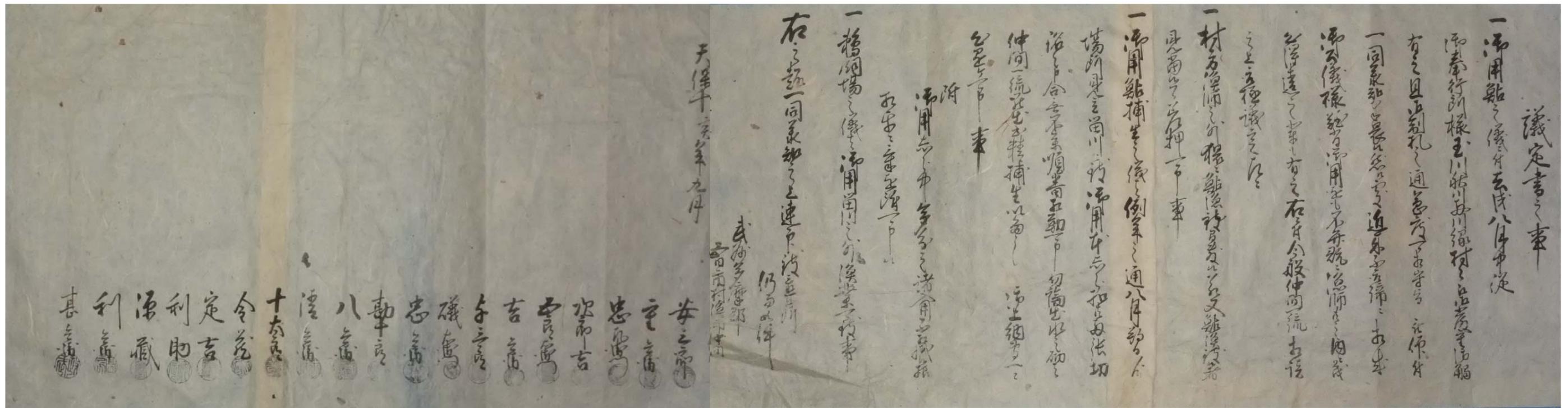
郷土の古文書

「その1 鮎関連文書」

解説

この古文書は通常地方文書と言われ、このあたりの村方で作成されたものです。江戸時代の秋川は御用鮎制度によって厳しく管理されていました。御用鮎とは江戸城の台所へ毎年8月(現在の9月)に献上を義務付けられた鮎の事です。その起源は享保年間と言われています。

あきる野市内で当時鮎漁が認められていた村々は、上流から小中野村、五日市村、留原村、伊奈村、山田村、引田村、代継村、牛沼村、雨間村、草花村、小川村の11カ村でした。各村々には川漁師がおり、その人達によって御用鮎漁が行われていましたが、隣接する村々や村人との利害関係によってしばしば争いが起きました。そのため村内で合議して取締事項を決め、それを守ることを約束したという証文を作成しました。展示した文書は五日市村漁師仲間19人が連印した議定書です。なお当時の鮎漁は鶺鴒飼、はね網、瀬張網、築漁、しら漁、投網等でした。



議定書之事

一 御用鮎之儀^ニ付去戌八月中從

御奉行所様玉川秋川両川縁村々^江御厳重御触
有之且御制札之通急度可相守旨 被仰付

一同承知奉畏候然ル処近来不取締^ニ相成

御公儀様難有御用をも不弁既^ニ漁師共之内^ニ茂

心得違之輩も有之右^ニ付今般仲間一統相談

之上取極議定左^ニ

一 村方漁師之外猥^ニ鮎漁致間敷候若又鮎漁致候者
見当候ハ、差押可申事

一 御用鮎捕生之義^者例年之通八月朔日

場所見立留川^ニ致御用本志ら扣共両張切

銘々申合無不参順番相勤可申勿論出水の砌^者

仲間一統罷出出精捕生いたし 御上納專^{一ニ}

心懸ケ可申事

附

御用志ら中多分の諸入用不相掛候様

相互^ニ氣を附可申候

一 鵜飼場之儀^者御用留川之外漁業可致事

右之趣一同承知之上連印致置候所仍而如件

武州多摩郡

五日市村漁師仲間

天保十亥年九月

安三郎^印
 重兵衛^印
 忠左衛門^印
 次郎吉^印
 五郎右衛門^印
 吉兵衛^印
 与三郎^印
 礪右衛門^印
 忠兵衛^印
 勘十郎^印
 八兵衛^印
 清兵衛^印
 十太郎^印
 金蔵^印
 定吉^印
 利助^印
 源蔵^印
 利兵衛^印
 甚兵衛^印

議定書のこと (口語訳)

- 一 御用鮎のことについては去年の八月中旬に御奉行所様より多摩川と秋川の両方の川沿いの村々へ厳しく御触れを出されました。その上御制札のとおり必ず守るように言われ、漁師仲間はみな承知しました。けれども近ごろ取締が行き届かなくなり御公儀様のありがたい御用であることもわきまえず、もう既に漁師達の中にも心得違いをしている者たちもいるので、このたび仲間全員で相談して取り決めました事柄を左に記します。
 - 一 村の漁師以外のものは、勝手に鮎漁をしないようにします。もしまた鮎漁をするものがいたら見つけ次第止めさせること。
 - 一 御用鮎を捕ることは例年の通り八月一日から場所を選んで川を立入禁止にし、本しら、控しらをはつてめいめい申し合わせて不参の者がないように順番につとめます。勿論大水が出たときは仲間全員で一生懸命鮎を捕り、御上納することを第一に心懸けること。
- 付け加えて
- 御用しら漁中は多くの費用がかからないように
お互い気をつけます。
- 一 鵜飼場については、御用鮎の期間外に漁業をすること。

右の趣旨をみなで承知した上で連印しました。

以上の通りです。

武州多摩郡

五日市村漁師仲間

天保十亥年九月

安三郎印
重兵衛印
忠左衛門印
次郎吉印
五郎右衛門印
吉兵衛印
与三郎印
礪右衛門印
忠兵衛印
勘十郎印
八兵衛印
清兵衛印
十太郎印
金蔵印
定吉印
利助印
源蔵印
利兵衛印
甚兵衛印